23　次の各号に掲げる事務所にあっては、それぞれ当該各号に定める者を先任施設運用管理官とする。
一～三　（略）
24～27　（略）
28　第十六項、第十七項、第十九項及び第二十一項に規定するもののほか、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官及び航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官とする。
29　（略）

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十一号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十八条第二号及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の二の二第一項の規定に基づき、道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送法施行規則及び国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

第一条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第七十八条第二号の者）	（法第七十八条第二号の者）
第四十八条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。	**第四十八条**　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　労働者協同組合	（新設）
十　（略）	九　（略）
（申請書に添付する書類）	（申請書に添付する書類）
第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	**第五十一条の三**　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

22　次の各号に掲げる事務所にあっては、それぞれ当該各号に定める者を先任運用施設管理官とする。
一～三　（略）
23～26　（略）
27　第十五項、第十七項及び第十九項に規定するもののほか、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官及び航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官とする。
28　（略）

一　特定非営利活動法人等にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第十号に掲げる者にあっては、これらに準ずるもの）
二～十二　（略）

（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十六条の二の二第一項の者）	（法第十六条の二の二第一項の者）
第一条　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十六条の二の二第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。	**第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十六条の二の二第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　労働者協同組合	（新設）
十二　（略）	十一　（略）
（申請書に添付する書類）	（申請書に添付する書類）
第五条　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。	**第五条**　法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の二第一項の申請書には、道路運送法施行規則第五十一条の三の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　第一条第二号から第十二号までに掲げる者にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（同条第四号及び第十二号に掲げる者にあっては、これらに準ずるもの）	一　第一条第二号から第十一号までに掲げる者にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（同条第四号及び第十一号に掲げる者にあっては、これらに準ずるもの）
二～十　（略）	二～十　（略）
十一　第一条第二号から第十二号までに掲げる者にあっては、自家用有償観光旅客等運送の対価について、法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見の内容を記載した書類	十一　第一条第二号から第十一号までに掲げる者にあっては、自家用有償観光旅客等運送の対価について、法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議の意見の内容を記載した書類

附　則

この省令は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。